

航空保安業務処理規程第5管制業務処理規程の一部改正について

1. 背景

航空保安業務処理規程（昭和42年空総第130号）第5管制業務処理規程は、航空交通管理管制官及び航空管制官が航空法（昭和27年法律第231号）第96条等に規定されている管制業務及びこれに関連する業務を実施するに当たって準拠すべき基準その他の事項を定めることを目的とするものである。

今般、第5管制業務処理規程に関して以下の改正を行う。

2. 改正概要

○ 洋上管制区における管制業務の福岡航空交通管制部への移管

令和6年6月の管制部空域再編により航空交通管理センターで実施している洋上管制区における管制業務が、福岡航空交通管制部が行う航空路管制業務に変更されることに伴い、航空交通管理センター及び航空交通管理管制官から管制業務（洋上管制）に係る記載の削除等所要の改正を行う。

○ 洋上管制区における横間隔12海里の新設

ICAOにおいて、航法性能RNPの許可並びに通信性能RCP240及び監視性能RSP180の承認を受けたADS-C機相互間にあつては、飛行経路の中心線の間隔が12海里以上ある場合、上昇降下時に限り横間隔が設定されると規定されている。

本邦において、洋上管制区における横間隔は、23海里を適用しているところ、今般、管制情報処理システムの改修が完了したため、上記規定に準拠し、上昇降下時の横間隔12海里を新設する。

○ オフセット及び横方向への逸脱許可の新設

ICAOの規定に準拠する上昇降下時の横間隔12海里は、航空機が承認経路から横方向に一定の距離を保ちながら飛行すること（以下「オフセット」という。）によって設定されるため、オフセットの指示に係る項目を新設する。また、オフセットは悪気象の回避や間隔の設定等に使用することで、運航の効率化を図ることができるため、管制区管制所において、福岡FIR全域でのオフセットの指示を可能とする。また、悪気象の回避にあたり、オフセットと航空機が承認経路から横方向に一定の距離の範囲内に逸脱して飛行すること（以下「横方向への逸脱」という。）を区別して指示を出す必要があるため、横方向への逸脱許可の項目を新設し、新たに管制用語を定める等所要の改正を行う。

○ その他所要の改正（表現の修正、ターミナル空域統合の反映）

3. 今後のスケジュール

施行日：令和6年6月13日